

災害時の応急物資供給等 及び観光の協力に関する協定書

木更津市

Space Aviation 株式会社

株式会社ホテル三日月

災害時の応急物資供給等及び観光の協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）、Space Aviation 株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社ホテル三日月（以下「丙」という。）は、甲の自治体域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 2 条第 1 項 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び平常時の観光利用等に際し、甲に対して乙及び丙が提供する業務等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に迅速な応急物資の供給等及び平常時の観光利用等を実施するため、乙が甲に対し回転翼航空機を用いた協力に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、丙については、丙の所有する土地を回転翼航空機の場外離着陸場として提供するものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 応急物資(医薬品、水、食料等)の調達とそれに伴う関連施設での保管及び供給並びに役務の提供
- (2) 甲の自治体域の災害状況調査(回転翼航空機による目視)及び関係機関への報告・連絡
- (3) 要人の搬送
- (4) その他、必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、可能な限りその他の業務に優先して甲に協力を実施するものとする。

（協力の要請手続き）

第4条 甲は、第 2 条に規定する要請は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、それが困難な場合には、電話、ファックス等の可能な手段に

よることができるものとする。

- (1) 被害等の状況(人的被害、建物・ライフライン、臨時ヘリポート等)
- (2) 要請する協力の内容と規模等
- (3) 協力の期間
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(連絡窓口)

第5条 災害時等に甲、乙及び丙が連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる協力を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる実費及び運航料を負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、業務実績を集計し、実費及び運航料を甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき、乙から請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 甲が負担する経費の価格は、本協定締結時点の回転翼航空機の運航料金は乙の一般価格とし別紙1のとおりとする。ただし、4半期に1回程度料金の改定を実施することから、乙が甲に改定後の料金を通知することで別紙1に関わらず使用時の乙の一般価格が適用されるものとする。その他の費用については、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第11条 乙及び丙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(平常時における協力体制)

第12条 災害時等に協力が円滑に行えるよう、平常時において、定期的に連絡会議を開催するなどして、情報の共有、職員等のその他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

(実施細目)

第13条 この協定に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

2 この協定書は甲、乙及び丙の合意に基づき随時改定することができる。

(協定期間)

第15条 この協定期間は、協定締結日から令和6年の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに甲乙丙いずれからも協定解除、又は変更の申出がない場合は、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年 3月26日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市

木更津市長 渡辺 芳邦

乙 京都府京都市伏見区向島柳島1番地
Space Aviation 株式会社

代表取締役 保田 晃宏

丙 千葉県木更津市北浜町1番地
株式会社ホテル三日月

代表取締役社長 小高 芳宗

災害時の応急物資供給等及び観光の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時の応急物資供給等及び観光の協力に関する協定(以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請手続き)

第2条 協定第2条に規定する甲から乙及び丙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書で行うこととする。それが困難な場合には、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。尚、協定第4条第4号に規定する必要な事項とは次に掲げる事項とする。

- (1) 要請を行ったものの職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙及び丙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係わる重要な変更が生じたときは、その都度乙及び丙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙及び丙に提出する協力要請書は、別紙様式1のとおりとする。

4 協定第4条ただし書きによる場合は、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(連絡責任者及び連絡先)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあつては、木更津市総務部危機管理課、乙にあつては Space Aviation 株式会社代表取締役 保田晃宏、丙にあつては、株式会社ホテル三日月総務部 とする。

甲) 電話番号0438-23-8194 FAX0438-25-1351

乙) 電話番号090-5124-6112 FAX075-631-5612

(緊急要請)

第4条 やむを得ない事情により、甲が乙又は丙と連絡が取れない場合は、甲は直接乙の提携先である運航会社等に対し、協力を要請することができるものとする。

(報告書)

第5条 協定第 6 条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

- (1) 応急物資の種類及び数量
- (2) 搬送に要した飛行時間及び調査に要した飛行時間
- (3) 履行の場所及び従事者名簿
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) その他必要な事項

2 第 1 項の規定により、乙が甲に提出する業務実施報告書は、別記様式 2 のとおりとする。

(経費の請求方法)

第6条 協定第 8 条に規定する経費の請求は、乙にあつては積算根拠を示す「運航及び供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により行うものとする。

(平常時における協力体制)

第7条 協定第 12 条に規定する防災に関する相互協力を積極的に進めると共に、観光利用等、回転翼航空機や場外離着陸場等の有効活用においても協議していくものとする。

(有効期間)

第8条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

以下余白

別紙 1

運航料金

機種	巡航時速	搭乗人数	価格 (円)
R44 (京都)	165~185km/h	2~3人	¥169,510
R44 (東京)	165~185km/h	2~3人	¥211,310
R44 (北海道)	165~185km/h	2~3人	¥201,190
R44 (沖縄)	165~185km/h	2~3人	¥193,600
R66	185~205km/h	3~4人	¥187,000
Bell505	165~185km/h	4人	¥214,170
AS350B	195~210km/h	5人	¥245,300
AS350B2	195~210km/h	5人	¥283,800
130B4	205~220km/h	6人	¥341,000
EC135	205~220km/h	4~5人	¥528,220

※上記は全て 1 時間 1 機あたりの消費税込の金額。

※丙の所有する土地に駐機している回転翼航空機以外の航空機を甲が提供する場合は、別途回送にかかる費用等を甲が負担する。

様式 1 (実施細目第 2 条関係)

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

_____長

協力要請書(第 報)

災害時の応急物資供給等及び観光の協力に関する協定細目第 2 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
口頭、電話等での 要請の日時	年 月 日 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	
備考	

注：要請内容の欄には、応急物資の種類及び数量を記載すること。

離発着可能な場所	第1順位： 第2順位： 第3順位：
給油体制	給油の可否 可 否 給油方法 体制作りの所要時間 分
現場最高指揮者	職名 氏名
離発着場における 資機材の準備状況	
気象の状況	天候 風向 風力 m/s 視界 m
へリの誘導方法	
その他	

離 発 着 場 調 査 票

離発着場名		公共用・非公共用・場外の別 公 非 場外
所在地	地名・地番： 座標： 北緯 東経	
土地の状況	長さ・幅： m m 勾配： 縦断勾配 横断勾配	
恒風方向		
付近障害物の状況		
離発着場との 連絡方法		
給油体制	給油の可否 可 否 給油の方法	
その他		

離 発 着 場 一 覧

番号	離発着場名	地名・番地	座標	長さ×幅 (m)	燃料 補給の 可否	公共用 非公共用 場外の別
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			

注①ヘリポートの場合には、「番号」に○を付けること。

注②座標の欄の N は北緯、E は東経を表す。

様式 2 (実施細目第 5 条関係)

第 号
年 月 日

_____ 様

〇〇〇〇

業務実施報告書

協力要請のあった業務に関する実績について、災害時の応急物資供給等及び観光の協力に関する協定第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼番号及び日時	年 月 日付 第 号(報)
実施業務内容及び 業務時間	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
報告担当者	氏名：
備考	